一般社団法人社会情報学会会費規則

2012年3月4日

制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会定款第8条および一般社団法人社会情報学会の会費等の金額に関する規程に基づいて、一般社団法人社会情報学会(以下「本学会」という。)の会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員(名誉会員を除く。以下同じ。)は、会員の種別に応じ、一般社団法人社会情報 学会の会費等の金額に関する規程に定める会費を納入しなければならない。

2 団体会員および賛助会員は、入会時に申込口数を申し出るものとする。

(賦課期日)

第3条 会費の賦課期日は、本学会の事業年度開始の日とする。ただし、事業年度の中途で入会した会員にかかる会費の賦課期日は、理事会において当該入会の承認をした日とする。

(会費の納入期日および納入方法)

第4条 会員は、本学会からの請求にもとづき、本学会が指定する期日までに、本学会が指定する方法により会費を納入しなければならない。

(会費の減額)

第5条 会長は、正会員のうち次の各号の一に該当する者が、会費の減額を申請した場合、 理事会の議を経て、会費を減額することができる。

- 一 60 歳以上で正規雇用の職にない者
- 二 大学院修士課程(大学院修士課程に相当する課程を含む。)を修了し、または大学院博士 後期課程(大学院博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。)に在籍したことがあり、 かつ、正規雇用の職にない者
- 三 大学院博士後期課程に在籍している者

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規則は、2012年4月1日から施行する。

2. 2012 年 2 月 28 日から 2012 年 3 月 31 日までの事業年度については、会費を徴収しない。

附則

1. この規則は、2020年5月9日から施行する。

一般社団法人社会情報学会会費規則の解説

- 1. この規則は、会員の会費に関する決まりです。
- 2. 第2条は、会員の会費の金額に関する規定です。会員の会費の金額は、定款第6条の本学会の会員種別(正会員、学生会員、団体会員、賛助会員の4種類)ごとに決めています。 名誉会員は、定款第8条第2項で会費はいりません。会費の金額は、一般社団法人社会情報学会の会費等の金額に関する規程で決められています。正会員は年額1万円、学生会員は年額5千円、団体会員は年額5万円×申込口数、賛助会員は年額3万円×申込口数です。団体会員と賛助会員は、会費の決定のためには申込口数が重要ですので、入会時に申し出てもらうことになります。
- 3. いつの時点で、会員に会費の納入義務が生じるのかを明らかにする必要があります。第3条は、賦課期日を事業年度開始の日と定めています(事業年度開始の日は4月1日です)。ただし新入会員の場合は、事業年度開始の日にはまだ会員でありませんので、理事会で入会を承認した日が賦課期日となります。
- 4. 会員は、通常は4月1日にその事業年度分の会費の納入義務が生じます。しかし事務手続きとしては、会員は学会からの会費の請求書が来てから、その指定の方法で期日までに会費の納入をするはずです。第4条はこのことを規定にしたものです。
- 5. 第5条は、正会員の会費減額に関する規定です。次の3項目のいずれかに該当する正会員は、申請によって会費が減額されます。①60歳以上で正規雇用の職にない者、②大学院修士課程(大学院修士課程に相当する課程を含む。)を修了し、または大学院博士後期課程(大学院博士後期課程に相当する課程を含む。以下同じ。)に在籍したことがあり、かつ、正規雇用の職にない者、③大学院博士後期課程に在籍している者です。ここで正規雇用の職にあるとは、厚生労働省が若年者等正規雇用化特別奨励金を支給する時の要件である「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし、1週間の所定労働時間が30時間末満の者を除く。)として雇用する場合」をいいます。具体的には、①は60歳以上で非常勤講師など正規雇用の職でない者、②は PD や OD など、③は大学院のドクターコースの学生が該当します。なお、③に該当する者は学生会員として入会することもできます。

6. 第6条は改廃規定です。理事会で決定することになります。